

＜ホームカミング＞よくある問い合わせ

Q 1. 学友の招待は、いつ奨学会で承認されるのですか？

奨学会への申請書は、承認伺いではなく、地区が決定した招待にかかる「補助費申請書」です。

地区が招待する学友を決定した時点で、それが最終決定となりますので、奨学会で招待の可否を決定するものではありませんので、ご注意ください。

申請のあったクラブには、地区の決定後に結果を伝えてください。

学友に対しても、直接、招待が決定したことを伝えて準備を進めてください。

Q 2. どんな地区行事に招待すればいいのですか？

多くの会員が集う場で学友スピーチをしていただくため、地区大会が最も望ましいです。

同様に、IM、地区研修・協議会、地区米山委員長セミナー等も効果的です。

世話クラブや地区内クラブ訪問も組み合わせてください。

奨学生終了式や学友会関係の企画は、奨学生にとって素晴らしい手本との出会いであり良い交流の場となります。

Q 3. スピーチは挨拶程度で構わないの？

ホームカミング実施の目的にかなうよう、スピーチ時間は最低でも15分は確保いただくようお願いします。

内容により60以上の規模がふさわしいと判断される場合は、十分なスピーチ時間を確保できるよう地区内にて事前の調整をお願いします。

※地区大会実施事務局となるクラブに所属した学友をホームカミング招待者とし、米山学友の紹介とスピーチ時間の確保を円滑に進められるよう工夫されている地区もあります。

Q 4. ホームカミングには何人を招待できるのですか？

単年度に最大2名まで招待できます。

同じ招待スケジュールで2名を同時に招待することも可能です。

Q 5. 学友とはいつから連絡をとればいいのですか？

招待候補者の選定時点【奨学会への申請前に連絡し日程調整を開始してください】

地区の実施担当者を中心に、学友と直接、連絡を取り合い、宿泊先の確認、滞在スケジュール、スピーチの詳細を決めてください。

学友には、必ず、早めにスピーチの設定時間・目的・スピーチしてほしい内容を伝えてください。

Q 5. 学友の家族などが同行してもいいのですか？

学友のご家族や関係者が、学友と一緒に来日することは可能です。
ただし、補助費の対象はご本人分のみとなりますので、同行者の来日費用は学友側の自己負担になることを伝えてください。

【ご注意ください】

- ・ 収支報告の際、対象外の費用が含まれないようにしてください
- ・ 同行者分のビザ申請書類が必要な場合、招待地区／クラブが作成してください

Q 6. 最長7日間を超えて日本に滞在することはできないのですか？

できます。
ホームカミングによる滞在の上限が最長7日間ということで、ご本人の都合による日本滞在期間そのものを限定するものではありません。

Q 7. ロータリー関連のイベントなどに掛かる「参加費」は補助費に含まれますか？

例会や地区大会の参加費（登録料）など、本人分のみ補助費として認められます。
※会場費は、対象外です。

Q 8. 母校や指導教官訪問、関係者墓参等の交通費・食費は認められますか？

奨学期間中の関係者や所属校への訪問であり、スピーチや関係者・留学生等との交流を含む内容であれば、ホームカミングの主旨に沿う内容として、補助費使用の範囲内で本人分のみ認められます。
※学友本人の仕事や観光目的の内容はすべて個人スケジュールとして、補助費の対象外です。

Q 9. 学友への謝礼は認められないのですか？

当制度の目的は、活躍する学友が里帰りし、学友のスピーチを通じて多くのロータリアンに米山奨学事業の意義と成果を伝えるものであるため、謝礼は補助費対象外としています。
ホームカミング費用から謝礼が支払われないことは、予め学友にもお伝えください。
地区大会ほか別の予算から支出される場合は、招待地区にお任せします。

Q 10. 交通費・食費は領収書がないものは認められないのですか？

来日のためにかかる母国での交通費で領収書等がとれないものは、本人申告による往復分の経費補助を認めます。

日本国内の移動にかかる費用は、切符・請求書を添付したり、任意の用紙に交通機関名や経路を記載したりして報告されれば、領収書がなくても認められます。
飲食代は、できるだけレシートを添付してください。

Q 11. 移動時の学友の飲食費の支払いはどうすればよいの？

学友に、レシートを取り渡してくださるよう、お伝えください。特に、海外から招待された学友が自身のペースで購入できるよう、あらかじめ、該当分を想定して学友にお渡しいただいても結構です。

Q12. アフリカ・南米など航空券代が高額になりそうな場合も上限25万円ですか？

上記のような場合は、航空券代金について事前にご相談ください。

Q13. 海外旅行保険はどのようになっていますか？

奨学会にて加入手続きをします。母国出発から母国帰着まで、またはホームカミング対象期間に日本滞在する日数（最長7日まで）が対象です。